

葉だつ知識

⑥1

2024年秋から現在の健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使う「マイナ保険証」に切り替えられることになりました。政府はカードを持たない人も保険診療を受けられるよう配慮する方針です。

厚生労働省が発表しているデータ（10月16日時点）によると、マイナ保険証を利用できる鹿児島県内の保険医療機関・薬局は全体の41%ですが、マイナ保険証を利用するための機材を申請しているのは88%となっています。健康保険証の廃止に伴い、利用できる

マイナ保険証



保険医療機関・薬局に設置されている「マイナ保険証」の読み取り専用装置

保険医療機関・薬局は続々と増える見込みです。

マイナ保険証は、仕事が変わった場合もそのまま使うことができます。現在、後期高齢者医療制度を受けている人は年1回保険証の更新があります。古い保険証だけを持ってきたままだった

場合、新しい保険証を確認できるまで全額自己負担で医療費を支払うか、新しい保険証を取りに帰るかしくはなりません。マイナ保険証は自動的に切り替わるので携帯忘れが減ります。

また、マイナ保険証に対応している保険医療機関では初診時、保険調剤薬局では6カ月ごとの追加負担が従来の保険証より軽くなります。

医療費控除の確定申告も、医療費の領収書を管理しなくてもマイナンバーカード取得者向けサイト「マイナポータル」で管理でき、電子申告・納税システム「e-Tax（イータックス）」と連携すればオンラインで確定申告の作業が可能になります。

これから、どんどん便利になっていくマイナンバーカード。各市町村の窓口やスマートフォンから申請ができます。

（鹿児島県薬剤師会常務理事・中島啓）

利用可の医療機関増加

令和4年11月2日（水）

61. マイナ保険証